
第 10 章 環境影響の総合的な評価

本事業の環境影響評価にあたっては、事業実施区域及びその周囲における調査、予測、評価、環境保全措置の検討を行い、環境への影響を実行可能な範囲で回避又は低減するよう努めている。また、環境影響評価の結果を踏まえて、工事の実施中及び存在・供用時の環境モニタリングのため、事後調査を実施する計画である。

本事業の環境影響評価の総合評価は、表 8-1(1)～(13)に示すとおり、事業実施区域及びその周囲の環境への影響の程度は、表 9-1(1)～(4)に示す保全措置を講じることにより事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避・低減及び代償が図られているものと評価する。